

(別記)

1 福島県教育委員会表彰実施要項に規定されている通算・除算期間

(1) 通算する期間

- ア 国の教育機関及び市町村教育委員会の在職期間又は地方公務員法第 52 条の規定に基づく職員団体の職員としての在職期間
- イ 連続する国家公務員又は地方公務員の在職期間
- ウ 連続する常勤の講師の在職期間
- エ 病気休暇、休職（育児休業、病気休職、専従休職）の期間

(2) 除算する期間

- ア 臨時職員、非常勤職員の在職期間
- イ 専攻科、養成所及び外国の大学進学のための休職期間
- ウ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の規定により、平成 29 年 5 月 1 日以降に懲戒処分を受けた者 減給は 3 年、戒告は 2 年

2 福島県職員表彰規程取扱要綱に規定されている通算・除算期間

(1) 通算する期間

- ア 県職員に引続く地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)施行後本県の保険課、職業安定課、雇用保険課、国民年金課及びこれらの課の出先機関に在職した期間
- イ 県職員に引続く本県の議会、人事委員会、教育委員会、監査委員その他のいわゆる行政委員会の事務局の職員又は企業局職員若しくは病院局職員として在職した期間
- ウ 県職員に引続く本県の警察職員として在職した期間。ただし、旧警察法(昭和 22 年法律第 196 号)により、一時国家地方警察又は市町村自治体警察の職員として在職した期間を含む。
- エ 県職員に引続く本県の教育委員会が任命する教職員として在職した期間。ただし、旧教育委員会法(昭和 23 年法律第 170 号)により、一時市町村教育委員会の任命権者に属する教職員として在職した期間を含む。
- オ 県職員に引続く公立大学法人会津大学又は公立大学法人福島県立医科大学の職員として在職した期間
- カ 県職員に引続く条件付採用職員として在職した期間
- キ 県職員に引続く臨時職員として在職した期間

(2) 除算する期間

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の規定により、平成 29 年 5 月 1 日以降に懲戒処分を受けた者 減給は 3 年、戒告は 2 年

